



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

欧州

2017年9月25日

メイ首相、演説で少し明らかになったこと

メイ首相のEU離脱方針演説直後、為替市場の市場コメントを見ると、演説には具体性がないとされ、一時的にポンド安が進行しました。演説は具体性にかけていたものの、一部ポンドの下支え要因も含まれていたと思われます。

メイ英首相:EUに支払い約束、離脱交渉の膠着打開目指す

英国のメイ首相は2017年9月22日、イタリアのフィレンツェで欧州連合(EU)からの離脱方針について演説しました。メイ首相がEU離脱に関して演説するのは、今年1月にEU単一市場から最終的に退く(ハード路線)ことを宣言して以来となります。メイ首相は演説で、2019年3月のEU離脱後の激変緩和措置として2年の「移行期間」を設けることや、離脱に際して費用を支払う考えも表明、EUに譲歩の姿勢を示しました。

どこに注目すべきか:

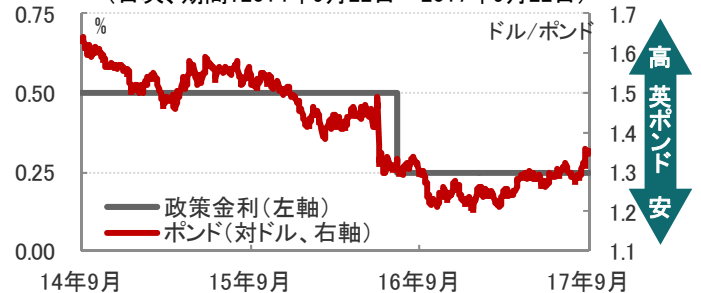
EU離脱、移行期間、EU離脱の清算金、FTA

メイ首相のEU離脱方針演説直後、為替市場の市場コメントを見ると、演説には具体性がないとされ、一時的にポンド安が進行しました(図表1参照)。演説は具体性にかけていたものの、一部ポンドの下支え要因も含まれていたと思われます。まず、英国のEU離脱に関連して、最近の動きを振り返ります。メイ首相が今年1月にハード路線を宣言、3月29日にEUに離脱を通告した後、ハード路線の可否を問う総選挙を6月に実施、メイ首相率いる与党は議席を減らしました。選挙後にEUと離脱交渉が開始されましたが、英国の準備不足もあり、交渉の成果は乏しいものでした。ただし、英国では9月にEU離脱に際し、EU法を英国国内法に置き換える「廃止法案」が議会下院を通過するなど、国内手続きはEU離脱に向け粛々と手続きを進める面も見られました。このような流れの中で行われたメイ首相の演説では、EU離脱に続く2年前後の移行期が提案されました(図表2参照)。今年3月にEU離脱通告をして2019年までの2年間の交渉期間があるとはいえ、成果が乏しいままに既に半年が経過、交渉の時間切れも懸念されていただけに、現実的な提案と思われます。事前に移行期間の必要性は報道されており、新しい話というわけではないにしろ、公式な場で述べられたこと、EU側も前向きに見ている点はプラス要因と思われます。英国がEU離脱に向けEUに何か支払う用意があることを示唆

したことは、具体性に乏しくも悪い話ではないと思われます。例えば、メイ首相は移行期間中の予算拠出に依ると述べています。移行期間のコストはEU予算拠出だけで約200億ユーロに上ると見られます。ただ、報道では、EUは離脱において請求する総額(清算金)は600億とも1000億ユーロとも伝えられ、EUは(交渉術なのか)まだ最終的な額を示していません。溝を埋め合わせる作業は残されています。英国に住むEU市民の権利保護や英国とEUの自由貿易協定(FTA)は進展が見られません。ただ、メイ首相はFTAはカナダ型など既存の協定より、独自のスタイルを模索している模様です。英国は今年11月にもFTA交渉を開始、交渉が暗礁にのりあげたような先行き不透明感を取り除きたい意向と見られます。であるならば、英国中央銀行も利上げ環境が整う可能性もあります。ハード路線の維持など交渉の先行きに不安要因は山積みながら、ポンドにとり悪い話ばかりでもなさそうです。

図表1: 英国政策金利とポンド(対ドル)の推移

(日次、期間: 2014年9月22日~2017年9月22日)



図表2: メイ首相のEU離脱演説における主なポイント

主な項目	内容
移行期間の設置	2019年3月の英国EU離脱後、2年間移行期間を設ける。移行期間中、概ねEU規則に従う。
EU清算金	移行期間中のEU拠出金支払を示唆。ただしEUは離脱に伴う清算金(数倍規模?)を求めようとする模様
市民権	既に、英国在住EU市民の居住権保護等を提案
EU議決権	2019年以降、英国はEU議会で投票権を失う

出所: ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。